

居 所 証 明 書

令和 元 年 4 月 10 日

外 務 大 臣 殿

証明者は証明年月日を
記入してください

本社、支社、支店
いずれも可

所属会社又は雇用者

所在地 三重県四日市市塩浜1丁目1-1

名 称 大日本工業株式会社三重支社

代表取締役、支店長、
営業部長など

代表者

職 名 支社長

氏 名 三重太郎

代表者
印

当方に就業（就職）している就業者（就職者）が、居所を管轄する三重県知事を経由して、一般旅券の発給・査証欄増補の申請、紛失等の届出をするに当たって、下記の内容であることを証明します。

記

1. 就業者又は就職者

(1) 氏 名

山口 次 男

(2) 生年月日

昭和 40 年 10 月 10 日

(3) 居 所

(番地・方書まで記入)

三重県 四日市市富田1-10

コーポ富田 201 号室

アパート等は名称、
室番号まで記入

(4) 居所居住開始日

平成・令和 31 年 4 月 1 日 から

(5) 居所居住終了(予定)日

令和 2 年 3 月 31 日 まで

2. 就業（就職）状況

(1) 職 種

電子部品製造工

(2) 就業(就職)場所

(番地まで記入)

三重県 四日市市塩浜1丁目1-1

三重県内の勤務地
番地まで記入

(3) 就業(就職)開始日

平成・令和 31 年 4 月 1 日 から

(4) 就業(就職)終了(予定)日

令和 2 年 3 月 31 日 まで

この勤務地での
就業予定期間

*注意

「居所」とは、あくまでも「一時的な住まい」のことであり、既に生活の本拠地となっているのに住民票を移していない場合は該当しませんので、ご注意ください。